

6 勤務時間・休暇

職員の勤務時間、休暇等は、給与と同様に職員の基本的な勤務条件であり、国家公務員法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、法律、人事院規則等で具体的な内容が定められています。

当事務局では、勤務時間及び休暇制度の適正な運用等を図るため、各機関の担当者に対する説明会を開催するとともに、運用状況の調査、日常の制度照会等を通じて実務の指導を行っています。

(1) 勤務時間・休暇制度説明会

勤務時間・休暇制度の適正な運用等を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催しました。

| 開催日 | 会場 | 参加者 |
|-------|------------|----------|
| 7月29日 | 高松第2地方合同庁舎 | 59機関 80人 |

(2) 人事院勧告等説明会

人事院は、平成28年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告を行いました。

これら勧告等に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」は第192回臨時国会において、平成28年11月16日に成立し、11月24日に公布されました。

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- (1) 介護休暇の分割（3回まで可能）
- (2) 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

当事務局では、これらの勧告等の趣旨、内容の周知を図るため、各機関及び職員団体を対象として説明会を開催しました。

| 開催日 | 会場 | 参加者 |
|-------|------------|---------------|
| 8月12日 | 高松第2地方合同庁舎 | 国の機関等 32機関32人 |
| | | 職員団体 12団体17人 |

(3) 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

職員の勤務の実態を把握し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度に係る施策の検討に資するため、管内の4機関に対して制度の運用等についての調査を実施しました。

調査の結果、休暇の承認等において一部不適正な取扱いが認められたため、是正の指

示その他必要な指導を行いました。

(4) 民間企業の勤務条件制度等調査

人事院では、国家公務員の勤務条件等を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を実施しています。

平成28年は、休暇等の勤務条件制度に加え、内閣総理大臣及び財務大臣からの要請に基づき、退職給付制度の調査を行いました。

調査は、企業規模50人以上の民間企業のうち、無作為に抽出した7,355社を対象とし、当事務局では、香川県内の38社に対して実地調査を実施しました。